

一般競争入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和1年9月2日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院 院長 池田 登

1 入札に付する事項

(1) 入札名

重油購入（玉造病院・玉造病院附属健康増進ホーム）

(2) 入札件名の内容

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

令和1年10月1日から令和2年3月31日

(4) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院および附属健康増進ホーム

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 以下の項目に該当しない者であること。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 平成31年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品・販売等」のA、B又はCの等級に格付けされ、中国・四国地域の競争参加資格を有する者、または、当院契約審査委員会において参加を認めた者

(3) 次の事項に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 当院又はその他の者との契約関係において、次の各号の一に該当すると認められる者で、

その事実があった後2年を経過していない者

- ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- ウ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、下請負人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 前各号に類する行為を行なった者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

④ 「破壊防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員

⑤ 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。（別添2参照）

(4) 資格審査申請書又は添付書類の虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(5) 契約事務細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

3 入札及び契約事項を示す場所等

(1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒699-0293

島根県松江市玉湯町湯町1-2

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院 経理課 野口

電話 0852-62-1560

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

① 交付書類 参加資格審査申込書、仕様書、入札説明書

② 交付期間 令和1年9月2日（月）から令和1年9月17日（火）

③ 交付場所 (1)の交付場所にて交付する。本公告に添付している「機密保持に関する誓約書」を持参すること。

(3) 入札申請書受領期限

令和1年9月18日（水） 17時00分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和1年9月26日(木) 14時00分より

独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 第一会議室(1階)

なお、公共交通機関等の状況により、開催時間をずらして行うことがある。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) この一般競争に参加を希望する者は、上記3(2)に記載されている競争参加資格に関する証明書等を、参加資格審査申込書と共に入札申請書受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 価格交渉権及び契約者の決定方法

本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、契約事務取扱細則第34条及び第35条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものを交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

玉造病院

院長 池田 登 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名)

印

(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、重油購入(玉造病院・玉造病院附属健康増進ホーム)の入札(以下「本件目的」という。)を行うにあたり、機構から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行わないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。